

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月 日	本院へ提 出月 日	参議院			衆議院			備考
					付 託 議 決	委員 会 議 決	本院 議 決	付 託 議 決	委員 会 議 決	本院 議 決	
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (三、三五)	六三、三二五	六三、三二五	付 託 議 決 可	委員 会 議 決 可	本院 議 決 可	付 託 議 決	委員 会 議 決	本院 議 決 可	
11	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五、二七)	五二七	五二七	付 託 議 決 可	委員 会 議 決 可	本院 議 決 可	付 託 議 決	委員 会 議 決	本院 議 決 可	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）

要旨

本法律案は、国会議員の職務の遂行に資するため、議長、副議長及び議員に対し、その選択により、特殊乗車券または各議院が発行する航空券引換証のいずれかを交付するとともに、文書通信交通費の月額を七十五万円（現行六十五万円）に改定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

本法律案は、本年四月から文書通信交通費の月額を七十五万円に改定するとともに、国会議員の職務の遂行に資するため、議長、副議長及び議員に対し、その選択により、特殊乗車券または各議院が発行する航空券引換証のいずれかを交付しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。
以上、御報告いたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一〇号）

要旨

本法律案は、国会議員の秘書の特殊性にかんがみ、議員の任期満了又は衆議院の解散により身分を喪失した国会議員の秘書にかかる健康保険及び厚生年金保険の適用について、特例措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、議員の任期満限または衆議院の解散による選挙後、再び国会議員の秘書となった者については、これらの期間中、給料が支給される場合に限り、特例として、

健康保険については、任意継続被保険者としての保険料の二分の一を議院が負担することとし、厚生年金保険については、その保険料相当額を納付することを要件として、被保険者の資格を喪失しなかったものとしようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。